

平成23年第1回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日

平成23年1月20日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 太田 健一	2 番 野並 享子
3 番 小菅 六雄	4 番 高橋 繁夫
5 番 内田 聡史	6 番 奥村 治男
7 番 矢野 隆行	8 番 梶山 幾世
9 番 井狩 辰也	10 番 市木 一郎
11 番 坂口 哲哉	12 番 田中 良隆
13 番 中島 一雄	14 番 丸山 敬二
15 番 西本 俊吉	16 番 三和 郁子
17 番 鈴木 市朗	18 番 田中 孝嗣
19 番 立入三千男	20 番 河野 司

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	教 育 長	南出 儀一郎
政策調整部長	南 喜代志	総 務 部 長	岡野 勉
健康福祉部長	新庄 敏雅	健康福祉部政策監	岩井 敏
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
環境経済部政策監	竹内 睦夫	教 育 部 長	東郷 達雄
政策調整部次長	中島 宗七	総 務 部 次 長	井狩 重則
広報秘書課長	寺田 実好	企画財政課長	立入 孝次
総 務 課 長	遠藤 伊久也		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	田中 正二	事 務 局 次 長	佐敷 政紀
書 記	三上 忠宏	書 記	吉川 加代子

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議第 1 号から議第 7 号まで

平成 22 年度野洲市一般会計補正予算（第 5 号）他 6 件
提案理由説明、質疑、討論、採決

開議 午後 1 時 00 分

議事の経過

（開会）

○議長（立入三千男君）（午後 1 時 00 分） 皆さん、ご苦労さんです。

ただいまの出席議員は 20 名であります。定足数に達しておりますので、平成 23 年第 1 回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（日程第 1）

○議長（立入三千男君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 20 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付しております議事日程のとおりであります。

次に、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますのでご了承承願いたします。

次に、平成 22 年第 5 回野洲市議会定例会において可決されました、免税軽油制度の存続を求める意見書、他 6 件につきましては、平成 22 年 12 月 20 日をもちまして内閣総理大臣をはじめ関係方面に提出しておきましたので、ご了承承願いたします。

（日程第 2）

○議長（立入三千男君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、第 17 番、鈴木市朗君、第 18 番、田中孝嗣君を指名いたします。

（日程第 3）

○議長（立入三千男君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

(日程第4)

○議長(立入三千男君) 日程第4、議第1号から議第7号まで、平成22年度野洲市一般会計補正予算(第5号)、他6件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長(田中正二君) それでは議件の朗読をさせていただきます。

議第1号、平成22年度野洲市一般会計補正予算(第5号)、補正予算案1件。議第2号、特定事業契約の変更について、他その他の議案5件。

以上であります。

○議長(立入三千男君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 本日ここに、平成23年第1回野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り厚くお礼申し上げます。本臨時会におきましては、議決案件としまして平成22年度一般会計補正予算1件、その他6件の合計7件につきましてご審議をお願いするものであります。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議第1号、平成22年度野洲市一般会計補正予算第5号につきましては、補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、国の第1次補正予算による交付金の対象事業や経済対策に係る事業及び野洲小学校及び野洲幼稚園のPFI契約の見直しに係る案件を主なものとして補正しようとするもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億1,309万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を224億6,621万1千円とするものであります。

次に、第2条の債務負担行為の補正につきましては6ページの第2表をご覧ください。今回の債務負担行為の補正は、本年度及び来年度の2か年をかけて策定します総合計画について本年度のデータ分析や基礎資料の作成分と来年度の計画書本体の策定支援業務を作

業の継続性の観点から同一の業者で行うこととし、本年度にその業者を決定しようとする
ことから、来年度の計画策定支援業務の費用を計上するものであります。

次に、8ページ、第3表、地方債の補正につきましては幼稚園施設整備事業で、各幼稚園
の空調設備整備費の財源として9,200万円を新たに追加し、篠原、祇王、三上の各
小学校及び野洲中学校の耐震整備やエアコン整備費に充てる合併特例債では、5億6,8
70万円を増額するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。総務費では財政管理費の基金積立
費で、公共施設等整備基金への積立金として1億円を、衛生費の予防費では子宮頸がん
などの予防接種経費で1,474万9千円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、国の円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策の一環として予算措置された地
域活性化交付金に係る事業としてきめ細かな交付金関係では、保育園、幼稚園、小中学校
その他公共施設等の修繕や河川整備などを、住民生活に光をそそぐ交付金関係では、図書
館費で小中学校向けの図書の整備費用をそれぞれ追加するものであります。さらに、小中
学校の耐震整備事業及び幼稚園、小中学校の空調設備整備事業のうち今回国の安全安心な
学校づくり交付金で内示を受けた事業分をそれぞれ追加しようとするものであります。そ
の中で幼、小、中の空調設備につきましては、夏期の教室等の高温対策として市内の全幼
稚園、全小中学校の普通教室等に順次エアコンを設置し、文部科学省が定める学校環境衛
生の基準に子どもたちの学習環境を整えようとするものであります。設置の年次計画は、
基本的には体力の弱い幼稚園児を優先しながら、現在耐震整備中の野洲中学校や篠原、三
上小学校の改築に合わせてまずは設置し、他の小中学校は来年度以降に予算化し順次整備
する予定をしております。

なお、整備後の維持管理経費につきましては、事務事業の見直しにより財源を捻出し、
さらにエアコンの運転につきましても集中管理方式により適正な管理のもとでの運転に努
める予定であります。

また、かねてから協議を進めておりました野洲小学校及び野洲幼稚園のPFI契約の見
直しについて、今回契約変更の協議が整い、それに伴う相手方の逸失利益に対する損害賠
償金として7,164万1千円を追加するものであります。

一方、歳入の主なものにつきましては、地方交付税の普通交付税では追加交付があり、
その額5,680万6千円を、国庫補助金では安全安心な学校づくり交付金及び地域活性
化交付金の合計で2億4,300万5千円を、県補助金では子宮頸がん等ワクチン接種臨

時特例交付金等で694万8千円をそれぞれ追加するものです。

また、諸収入では野洲小学校及び野洲幼稚園のPFI契約の見直しに係る長期修繕業務積立金の還付金として1億1,535万4千円を、市債では先ほど地方債の補正で申し上げましたとおりそれぞれ追加するものであります。

議第2号、特定事業契約の変更についてご説明申し上げます。平成14年12月19日に議決をいただきました野洲市立野洲小学校及び野洲幼稚園整備並びに維持管理事業に係る特定事業契約につきましては、良好な施設管理が維持される半面、他の学校や幼稚園との間に大きな不均衡が生じていること、あるいは毎年の維持管理に係る財政負担が多額になっていることから集中改革プランにおいて検討課題としておりました。今回、契約業者と協議が整い、結果として約5億円の負担軽減となることから契約内容を変更することについて民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。なお、契約内容を精査することによりまして変更後の契約金額を31億5,353万6,600円と定めるものであります。

議第3号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。野洲小学校及び野洲幼稚園並びに維持管理事業に係る特定事業契約の相手方であり、昨年12月28日に契約変更に係る仮契約を締結したところであります。つきましては、契約の変更による損害賠償について和解し、損害賠償額を7,164万960円と定めるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議第4号、工事請負契約の変更について、野洲中学校校舎改築工事建築主体工事についてご説明申し上げます。建築主体工事の主な変更につきましては、建築確認申請に係る設計内容の一部修正や基礎掘削による法面崩壊防止のための矢板の追加工事、また掲示板等の内装工事について変更が生じたことから変更後の契約金額を8億9,074万200円とするものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議第5号、工事請負契約の変更について、野洲中学校校舎改築工事電気設備工事についてご説明申し上げます。電気設備工事の主な変更につきましては、屋内消火設備に係る受電設備の変更や太陽光発電施設の補強工事に変更が生じたことから変更後の契約金額

を1億6,979万2,350円とするものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議第6号、工事請負契約について、野洲中学校校舎改築工事機械設備工事についてご説明を申し上げます。機械設備工事につきましては、当初契約では議決要件であります1億5千万円を下回る金額でありましたが、普通教室等への空調機器設置を追加することにより議決要件を上回る契約額となりますことから新たに議会議決を求めるものであり、変更後の契約金額を1億7,623万8,300円とするものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議第7号、工事請負契約の変更について、三上小学校校舎改築工事建築主体工事についてご説明申し上げます。建築主体工事の主な変更につきましては、建築確認申請後、構造上の問題で柱や梁断面の変更により基礎杭の変更が生じたことや、仮設の渡り廊下の安全確保のため基礎掘削時における法面崩壊を防止する矢板の追加工事等変更が生じたことから変更後の契約金額を1億9,763万3,100円とするものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） これより、ただいま議題となっております議第1号から議第7号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

再開時間は、追って連絡いたします。

（午後1時13分 休憩）

（午後1時25分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） ただいま議題になっています議案の中で、議第1号、平成22年度野洲市一般会計補正予算、議第2号、特定事業契約の変更について、議第3号、損害賠

償に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、この3件については関連をしているので一括質疑をしたいと思います。補正予算で7,100万円の損害賠償と収入でPFI事業の長期積立金の返金で1億1,500万円。この3つの議案に対しまして、この問題はPFI事業そのものの問題であります。私はこの間一貫してこの当時発言をしておりました。2002年の12月議会でPFI株式会社との契約議決が出され、補正予算で債務負担行為の変更議決が出されました。PFI株式会社と大和商工リースとは住所、代表者が同じというペーパー会社でした。この問題については、そもそもPFI事業は政府の肝いりで、国や地方自治体の借金が700兆円になり、これ以上の借金は財政破綻になるため自治体が民間と契約し公共施設を建設するやり方が進められていました。民間のノウハウを活用するということが宣伝をされましたが、実態は銀行やゼネコンの利益を保證するやり方であり問題点を指摘いたしました。この事業を採用されたところは起債発行の制限が出ているところやまた収益を見込める建物などが全国的にありました。

しかし、野洲市では起債発行の制限までには至っておらず、単年度で建設するのでなく2年計画で行えば国の補助金をもっと使えた状況でありました。

2002年の、この時に建て替えられました長浜小学校では、簡保資金を年利1.3%、25年返済で借入れ、平準化されています。しかし、野洲の場合、20年契約で初年度から15年までは滋賀銀行から3%の借入れ、15年から20年は大和商工リースに4%の借入れという計画で建設費は安く見積もられていますが、維持管理費として9億5,600万円支払うことになっており、通常の小学校の維持管理費より高額に設定されているのがPFI事業であり、長浜小学校と比べて14億円以上高つくついていることをその当時指摘いたしました。完成後、野洲の場合一括で10億2,700万円を支払い、その後毎年約1億4,000万円ずつ支払うことになっており、また維持管理は大和サービス、これは大和ハウスの子会社であります。そこに仕事を発注することになっており、大手企業の利益を20年間保証する事業であることに対して反対をいたしました。

今回、PFI契約を解約することになり、残り13年で5億円余り削減できることが説明されました。しかし、この7年間で約3億円、更に損害賠償金や弁護士費用などに8,500万円のお金がかかります。しかも、施設整備費の契約は1億1,914万4千円増え29億4,324万となっており、今後も毎年1億1,000万円の支払は行われ、滋賀銀行や大和商工リースの利益は保証したということになります。

当初からPFI事業のからくりを明らかにし、反対してきた者として今回の契約解除は評価できるものであります。山崎市政が続いていたならばできなかったことであり、山仲市長のもとで契約解除ができたことは喜ばしいものであります。

そこで次の点について質問いたします。1. 3%の利息でなく3から4%の利息での資金調達であり、また高額な維持管理費などによりこの事業による野洲市民の損害はいくらになったのか明らかにされたいと思います。またこのような結果に対して、市長はどのような教訓を導き出されたのでしょうか。また今後このようなことが起こらないために、どのようなことが検討されたのか明らかにされたいと思います。

2つ目は、補正予算の予防費で1,462万円の増額補正について質問いたします。

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの各予防接種が国の緊急総合経済対策の一環として創設され23年度末の期限付き補助事業で国が2分の1を特例交付金として県に補助をし、県は基金を設立し実施されることであり、多くの方々を待ち望んでいたことで歓迎すべき内容であります。

しかし、県内でも多くの自治体で自己負担なしの無料で実施されていますが、野洲市は1割負担です。県下でも1割負担は野洲市、守山市、近江八幡市、東近江市、竜王町と4市1町であり、多くの自治体が無料で接種できるようになっています。野洲市において生活保護世帯、市民税非課税世帯は全額公費負担となっていますが、子宮頸がんワクチンの対象者の15から18%しか対応できないということが言われておりました。残りの82から85%の圧倒的な方々は1割負担です。子宮頸がんでは3回の接種が必要であり、4,500円は必要になります。ヒブワクチンは2,400円、小児用肺炎球菌ワクチンは3,300円必要であります。

2年間の期限付きで2分の1の補助でなく法定接種を求めていくためにも自己負担無料で開始すべきではないでしょうか。1割負担の費用が115万円であり、野洲市で出せない金額ではありません。

2年目には対象人数は減り、野洲市の負担も減ります。先進諸国では、法定接種が当たり前になっています。財政が大変といわれている栗東市でも無料です。なぜ野洲市で自己負担を無料にされないのかお尋ねいたします

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 野並議員の子宮頸がん等のワクチンの無料化についてお答え申し上げたいと思います。子宮頸がん等3ワクチンの予防接種に係る補正予算につき

ましては、国の予防接種部会の意見、また国際動向や疾病の重篤性に鑑み23年度末までの期限を定めて国が交付するもので、今回、この臨時特例交付金を活用して本市が予防接種事業を実施するものでございます。予防接種にあたりましては、接種費用の1割をご負担いただくものでありますが、今回の予防接種が任意として23年度末までの期限付きであることや昨年まで全額自費で接種をされておられた市民がおられる。また現在定期予防接種である高齢者インフルを一部負担で実施しておりまして、本事業との整合性も考慮しまして引き続き継続性のある予防接種として実施するためご負担を願うものでございます。なお、接種にあたりましてはワクチンの効果、またその費用額、接種後の副反応などをご理解いただき、接種の判断をいただいたうえで実施すると定めておりますので、対象者の方々にはこの機会に予防接種の意義、また定期的な検診の必要性をご理解いただけるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 続きまして野並議員の議第1号のPFIの見直しに係る補正予算、議第2号の特定事業契約の変更及び議第3号の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてに係るご質問にお答えをいたします。

まず1点目のPFI事業による野洲市民の損害についてでございますが、平成14年当時のPFI事業の採用は、その時点ではこのシステムに関する法の制定から間がなく、前例も少なかったことから議会でもいろいろな議論があり、承認されたものでございます。最大の目的は野洲小学校、野洲幼稚園の改築、増築の必要に迫られていました旧野洲町では、国庫補助対象経費を除いた継ぎ足し単独分に必要となる一般財源の確保という面でのメリットに着目したものであると認識しております。

従いまして、議員の質問の中にありました国庫補助金の関係につきましては、野洲小学校の場合平成16年度に最高限度額でございます3億6千万円余りの補助を受けておりますし、この補助対象経費につきましては5億9,600万円の起債も行っております。今般の契約見直しは、その後当市がおかれております状況が大きく変化していく中で、また当初想定していなかった課題も出てきましたことから、それに対応するために見直しを行うものでございます。

そこで議員ご指摘のPFI事業を実施したことに対する損害についてでございますが、このPFI事業による施設管理のレベルは期待どおりであったというプラス評価の部分と

その選択により大きな事業費の支払いが長期間生じたという部分等が存在しております。現実問題としてこれらを比較してその損害額を算定することはその指標もなく極めて困難であると考えております。従いましてPFI事業による損害という概念は、そもそも市では持ち合わせておりませんのでよろしくお願い申し上げます。

次に、この度の契約の変更にあたっての教訓と今後の検討についてでございますが、総括して今言えますことは、事業の立上げの際には費用対効果や波及効果、デメリット等について徹底した検討を行うことが重要でありますし、今般のような長期にわたる債務負担行為を伴う事業は、特に収支について厳密な検討が必要であると考えます。また特に新しい事業やシステムの導入に際しましてはより一層の慎重さが求められると考えておりますが、事業手法の選定段階から徹底した情報の開示による市民のご意見をお聞きする場などを設けることが何よりも必要ではないかと考えております。これらが今回の見直しによりまして感じました事柄と今後の留意点でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） はい。予防接種の部分を先に言われましたので、そっちの方からいきましょうか。これは定期健診というかたちで国が引き続き継続をしていってもらわなければならないものやというふうに思うんです。2年限りのというかたちにならないために国に対して定期接種をとということを求めていくべきだと思いますが。まず第1点、それをお尋ねいたします。それと予防接種法では、予防接種により国民全体の免疫水準を維持するために予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として一定の接種率を確保することが重要であるということが法律で記載をされております。そういう意味からおきまして、やはり金額的に4,500円からの負担になる状況、また両方とも受ける、ヒブワクチンとか小児用肺炎球菌ワクチンというのは両方とも受けるような状況になりますので、やはり自己負担がかかって高額になってくるという意味においては無料ですべきだというふうに思います。この点に関して旧湖南の地域でも、草津も栗東も無料で行われておりますし、守山では12月議会で追加議案でこれが議決されているんですけども。守山野洲医師会としてそういうかたちで合わすために野洲も同じように1割負担ということにされたんでしょうか。それとも守山と一緒に1割負担でいこうという事前の話をされていったんでしょうか。この部分に関してちょっと説明をいただきたいと思います。

あっ、すいません、もう1つの方。ごめんなさい。PFIの部分に関しまして、今事業そのものその当時補助金ももらいということが言われております。3億600万円の国庫

補助というかたちになっておりますが、その当時やす民報でも皆さんにお知らせをしたんです。長浜小学校との対比ということで。長浜小学校の場合も、野洲よりも規模の大きい、野洲小の場合は長浜に比べたら平米83.7%の部分であります。向うも国庫補助は5億5,200万円の部分を補助を受けておられますが、起債の発行は13億円、一般会計4億円というふうなかたちで、総事業として長浜小学校の場合は22億8,700万円できあがってるんですね。こっちよりも規模が大きいのに。野洲小の場合は25億1,600万円かかっているんです。そういうような状況も議会の中で、長浜の状況も対比をし、事前にいろいろと議論をさせていただきました。今言われた新しい手法の場合、市民の声を聞く必要があるといわれましたが、議会の中で議員として問題点も指摘し発言をしてきたんですね。十分発言をしたんです。こういう結果になるというのが分かっていたので。しかしそういう意味では、一度立ち止まって考えるというふうなこともされなかったんです。維持管理についても先ほど言いましたようにペーパー会社になってまして、全部大和ハウスの関係。大和ハウスの子会社が大和サービス、大和商工リース。そしてほほえみピーエフアイも大和商工リースということで、本当に大手企業の部分に全部一括されている。というこの問題点も指摘もいたしました。十分な議論を私にした、デメリットも明らかにし、やったんです。行政にそれだけを受け入れられる状況が何でなかったのか。これからも私、いろんな意味で議員として皆さんいろんなかたちで質疑やらされると思います。そういう時に、本当にそれに耳を傾けてきちっと受け止められるかどうかというのが大きな問題だというふうに思います。パブリックコメントしたらいいというふうな問題ではない。議員としても発言をしてきましたので、そういう点に関しまして今の答弁ではまた同じことを繰り返していくのではないかというふうな思いがしますので、この点。そして損害はいくらになるのか明らかにされたいと言いましたがそれはできないというふうにおっしゃいましたよね。パッと見ても1.3%と3%で借りるといって、ここだけでも何億という利息を負担しなくてはならない。何億になりませんか。全体が37億ですから。利息だけでも相当の金額が損失であるし、今回のこの損害賠償と弁護士費用8,500万円、これも明らかに損害ですよね。そういった部分があるので計算できないというふうなものでは私はないと思いますけども。もう少しきちっとした答弁をお願いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 野並議員のワクチンの再質問にお答えをさせていただきます。

ます。まず1点目の継続性を求めるのかというご質問でございますけれども、これまで多くの国民、行政が要望をした結果、国としてはやや議論は終結していない中で緊急度、必要性があるということで今回踏み切ったものと考えておりますので、これ以上も留める必要もないし、今後部会では定期予防接種に恐らくなるであろうという状況ですので、市としても申しあげましたように継続してするということですので、国に求めていくということは現時点では思っておりません。続きましてヒブ、肺炎球菌の子どもたちが両方接種することの費用負担ということですが、現在最大1年間で両方とも接種が7回ということになります。それで7回の負担が6,800円。1年間で6,800円をご負担をいただきたいということで、非課税の方につきましては無料ということですので、課税世帯については今後の経済的な負担を踏まえまして6,800円のご負担をお願いしたいと考えております。

続きまして、守山野洲医師会が何らかのかたちですり合わせというそういう部分ですが、現在自己負担についても守山と野洲市では若干、まあ100円単位ですが、異なっています。医師会としてもそれぞれ市町村の考えで負担はということですので、特に医師会との調整は必要、事前に話はしておりますけれども、差があってもいいということとはご了解いただいておりますし、今回本市としましてはこの事業が出ました段階で、一定限他の接種も含めて3割負担という思いをスタートしております。結果として1割ということをお願いすることで、野洲市が先にご負担をいただくということで守山市は少し検討中だったということで、独自の判断で守山市も負担が出たということで、結果としては県下の情勢を踏まえて1割になったということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 野並議員の再質問にお答えしたいと思います。大きく2点ご質問があったかと思えます。1点目が市民の声を聞いてというふうに情報開示をしてという答弁を1回目させていただきまして、そのことに関するご質問であったかと思えます。確かに平成14年当時の議会の議事録見ましても野並議員からいろいろ発言がありご意見があったということは承知をしています。先ほど申しあげましたのは、各議員からのご意見は勿論のこと広く市民に情報を開示して、その事業を採用することの妥当性を判断していただくそういう場がもっといるのではないかという意味で申しあげましたのでよろしくご意見申し上げます。それから損害額の関係でございますが8,548万1,000円、

今回損害賠償金含め手数料等諸経費がかかっております。これはあくまでも契約変更したことによる損害でございます。少し意味合いが違うのではないかなというふうに考えております。まったく仮定の話になりますが、もし損害が内在していたとしても、そもそも損害につきましては司法の場とかあるいはそれに近い有識者によりまして一定の基準で算定した結果出てくるものであるというふうに思っております。本件のように何を基準におくか、そういうことが定まらない中での損害額の算定は不可能であるという意味合いで申し上げたところでございます。よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） ワクチンの接種の問題ですが、県下の状況を踏まえということで行きますと4市1町が1割自己負担という状況ですので、多数が無料であるという状況だと思います。そういう中で、やはり子育て支援や野洲としていろんなかたちで打ち出していつている中で1割負担を求められるというのは残念でなりません。子育て安心のまちとしてアピールをするならば学童保育所を6年生まで認めていくというそういういい部分を私はこれ帳消しにしていくような状況ではないか。やはり一貫して貫いて行っていただきたい。野洲は子育て安心のまちですよというそういう意味では115万円が出せない金額ではない。しかも今回は全部ですからこんだけになりますけれども、次年度からは対象人数は減りますよね。もう受けている子はいらなくなりますから。子宮頸がんでも接種された人はいらなくなりますから。新たな部分だけですから、より少なくなるんですよ。負担する部分。ですから、そういう意味では私は無料で進めるべきだと思いますので、また来年度もありますのでその線貫いて行ってほしいと思います。

それと、このPFIの問題に関しましては、本当に山崎市長のままだったらこの契約解除はできなくて、5億円からの20年間、残り13年でそういったお金を払い続けなくてはならないということがあったとおもいますので、そういう面におきましては山仲市長がこの契約解除を進めていただいたということは評価できる点だと思いますので。しかし今後、本当に議会の中で議員が発言をし、質疑をし、求めていったことに対して、やはりきちっと総括もしていただいて今後に活かしていただきたいと思いますので。

これで終わります。

○議長（立入三千男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第7号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、議第1号から議第7号までは、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第1号から議第7号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) 討論がないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第1号、平成22年度野洲市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号、特定事業契約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議第3号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議第4号、工事請負契約の変更について(野洲中学校校舎改築工事(建築主体工事))は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議第5号、工事請負契約の変更について（野洲中学校校舎改築工事（電気設備工事））は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議第6号、工事請負契約について（野洲中学校校舎改築工事（機械設備工事））は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議第7号、工事請負契約の変更について（三上小学校校舎改築工事（建築主体工事））は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。これをもって、平成23年第1回野洲市議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

（午後1時58分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成23年1月20日

野洲市議会議長 立 入 三千男

署 名 議 員 鈴 木 市 朗

署 名 議 員 田 中 孝 嗣